

松原市職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、市の事務事業上の違法又は不当な行為に関して行われる公益通報を適切に処理するに当たり、市長その他の執行機関（法令の規定により又は各執行機関の委任を受けてその権限を行う者を含む。以下「市長等」という。）が取り組むべき必要な事項を定めることにより、通報者を保護するとともに、市長等及び職員等のコンプライアンス及び公正な職務の遂行を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保し、透明で適法かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいい、これらの者であった者を含む。
 - ア 一般職の職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）及び嘱託職員
 - イ 市から事務又は事業を受託し、又は請け負った事業者及びその業務に従事している者
 - ウ 市施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）及びその管理する市施設の管理の業務に従事している者
 - エ 市の業務に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条に規定する派遣労働者をいう。）
- (2) 公益通報 他人に損害を与える目的その他不正な目的又は人事上の処遇その他私的利益を得る目的でなく、市長等及びその事務事業に従事する場合における職員等について、通報対象事実が生じている旨又は生じようとしている旨を公益通報相談員に通報することをいう。
- (3) 通報者 職員等で、公益通報を行ったものをいう。
- (4) 通報対象事実 次に掲げるいずれかの事実をいう。
 - ア 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実
 - イ 市民等の生命、健康又は財産に重大な悪影響を与えるおそれのある事実
 - ウ その他市民全体の公益に反するおそれのある事実
- (5) 公益通報相談員 市長等が共同して職員等からの公益通報を処理するために設置する者で、職員のうちから選任される別表で定める職にあるもの（以下「庁内相談員」という。）及び市が別に選任する弁護士等の資格を有するもの（以下「庁外相談員」という。）をいう。

(公益通報相談員)

第3条 市長等は、職員等からの公益通報の受付、相談等を共同して処理する窓口として、公益通報相談員を置く。

2 公益通報相談員は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公益通報の受付に関すること。
- (2) 公益通報の相談に関すること。
- (3) 公益通報の内容を整理すること。

- (4) 自らが受けた公益通報の通報者との連絡調整に関すること。
- (5) 通報者に対して不利益な取扱いが行われないよう監視すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益通報の処理に関し必要と認められること。

3 公益通報相談員は、自らが関係する通報対象事実に関する公益通報に関与してはならない。

4 公益通報相談員の職及び氏名並びに庁外相談員の連絡先は、常にグループウェアへの掲載その他の適切な方法により周知するものとする。

(公益通報等)

第4条 職員等は、職務上の行為に関し、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると思料するときは、公益通報相談員に対して公益通報を行うことができる。

2 職員等は、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると思料するときは、前項の公益通報に先立って、公益通報相談員に対して、その該当の有無の相談、通報手続等の問い合わせを行うことができる。

3 公益通報相談員は、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実の内容を把握するとともに、通報者に対する不利益取扱いのないこと、通報者の秘密は保持されること及び個人情報が保護されることを、通報者に対し説明しなければならない。

(公益通報時における職員等の責務)

第5条 職員等は、公益通報を行うに当たっては、誠実に行わなければならない。

2 公益通報は、公益通報書（様式第1号）を提出（電子メールによるものを含む。）して行わなければならない。この場合において、確実な資料に基づき公益通報を行うときは、通報者を特定できる情報を明らかにせずに行うことができる。

(公益通報委員会)

第6条 職員等からの公益通報を適正に処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員（第8項及び第11条第1項において「委員会の構成員」という。）をもって組織する。

3 委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、公平委員会事務局長の職にある者をもって充てる。

5 委員は、庁内相談員をもって充てる。ただし、委員長は、通報対象事実の内容に応じ必要と認めるときは、庁外相談員及び職員等のうちから臨時に委員を任命することができる。

6 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員長に事故あるとき若しくは欠けたとき又は委員長が次項の規定により会議に参加することができないときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員会の構成員は、自らが関係する通報対象事実に係る公益通報に関する会議には、参加することができない。

9 委員会の庶務は、総務部政策法務課（同課に係る公益通報の処理に関する場合にあつては市長公室企画政策課）において処理する。

10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(公益通報の処理)

第7条 公益通報相談員は、第4条の規定により公益通報を受けたときは、当該公益通報の内容を整理しなければならない。

- 2 公益通報相談員は、公益通報を受け付けたときは、当該通報者の氏名、連絡先その他通報者が特定できる情報を秘匿して、委員会に当該通報内容を報告しなければならない。
- 3 委員会は、当該通報対象事実の内容が、公益通報に該当すると認めるときは、当該公益通報を受理するものとする。
- 4 委員会は、前項の規定により、公益通報を受理したときは、公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により、通報者に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。
- 5 委員会は、当該公益通報の内容が、違法又は不当であることが明らかであるときは、これを受理しないことができる。この場合において、委員会は、公益通報受理・不受理通知書により、通報者に対し、理由を付してその旨を遅滞なく通知するものとする。

（調査の実施）

第8条 委員会は、公益通報を受理すると決定したときは、速やかに調査を開始しなければならない。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による調査について、委員長が指定する委員又は他の職員等（以下「調査員」という。）に行わせることができる。
- 3 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 4 調査は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意しつつ行わなければならない。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、通報対象事実に係る事案の決定に関し権限を有する者及び通報対象事実に関係する職員等を監督する責務を有する者並びに通報対象事実に関係する職員等から事情を聴くことができる。
- 6 委員会は、調査及びこれに基づく審査（以下「審査等」という。）の結果、公益通報の内容に関し違法又は不当な行為があると認めたときは、その理由を明らかにして、当該審査内容を当該通報対象事実に関する権限を有する市の機関又は権限を有する者（以下これらを「権限を有する機関等」という。）に報告し、是正措置を講ずるよう求めるものとする。
- 7 委員会は、必要に応じ調査の進捗状況を公益通報調査状況報告書（様式第3号）により、調査の結果を公益通報調査結果報告書（様式第4号）により、遅滞なく通報者に報告しなければならない。ただし、特に報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

（公益通報に係る是正措置等）

第9条 権限を有する機関等は、前条第6項の規定による委員会の報告を受けたときは、その内容を精査した上で、是正措置及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、必要と認めるときは、関係者の処分を行うものとする。
- 3 権限を有する機関等は、第1項の規定により、是正措置等を講じたときは、遅滞なく、その内容を委員会に報告しなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定により、権限を有する機関等から報告があったときは、その講じられた是正措置等の内容を公益通報措置結果通知書（様式第5号）により、通報者に通知しなければならない。

（通報者への通知等の方法）

第10条 この要綱の規定による通報者への通知及び報告は、当該公益通報を受けた公益通報相談員を経由して行うものとする。

2 前項の規定による通知及び報告に係る書類への通報者名の記入は、当該公益通報相談員が記入するものとする。

(通報者の保護等)

第11条 公益通報相談員、委員会の構成員、調査員その他公益通報の処理に関わる職員等は、当該公益通報の処理に際して知り得た情報その他の秘密を漏えいし、又は個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 公益通報をした職員は、公益通報を行ったことによって、人事、給与その他の職員の勤務条件の取扱いについていかなる不利益も受けない。

3 市長等は、公益通報をした職員が当該通報対象事実に関与した者である場合において、当該事実に基づき関係者の懲戒処分等を行うときは、通報者の処分を軽減することができる。

4 公益通報をした職員は、公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、委員会に対しその旨の通報を行うことができる。

5 委員会は、前項に規定する通報を受けたときは、当該通報内容の事実について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のための措置を講ずるものとする。

6 市長等は、公益通報をした職員に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益取扱い等を行った者に対しては、懲戒処分その他適切な措置を採るものとする。正当な理由なく、公益通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても、同様とする。

7 公益通報をした職員が、それ以後に受けた不利益取扱いは、特段の事由がない限り、当該公益通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

(通報者のフォローアップ)

第12条 委員会及び公益通報相談員は、公益通報処理終了後、通報者に対し、公益通報したことを理由とした不利益取扱い、職場内での嫌がらせの有無等について、適宜確認するなど通報者保護に係る十分なフォローアップを行うものとする。

(救済制度の職員への周知)

第13条 委員会及び公益通報相談員は、公益通報又は相談したことを理由とした不利益取扱いについて、職員が不利益取扱いの内容等に応じて、公平委員会に対する不利益処分についての審査請求、勤務条件に関する行政措置の要求、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知するものとする。

(協力義務)

第14条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、通報対象事実に関する調査に誠実に協力しなければならない。

2 市長等及びその職員は、この要綱に定める公益通報について、他の執行機関等から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

(運用状況の公表)

第15条 委員会は、毎年度終了後、この公益通報制度の通報件数、通報内容の概要、処理結果等の運用状況について公表しなければならない。

(通報関連資料の管理)

第16条 委員会及び権限を有する機関等は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理しなければならない。

らない。

(実施の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、市長が他の執行機関に協議して定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年3月27日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 (平成24年9月4日)

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附 則 (平成26年3月26日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年6月23日)

この要綱は、平成26年6月23日から実施する。

附 則 (平成27年2月3日)

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(旧教育長に関する経過措置)

2 この要綱の実施の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長が、改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間においては、改正前の第2条第1号アの規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年3月23日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年3月9日)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年3月29日)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表(第2条関係)

市長公室企画政策課長

市長公室人事課長

総務部政策法務課長

総務部財政課長

市民協働部市民協働課長

会計室参事

教育委員会事務局教育総務部教育政策課長

公平委員会事務局参事